

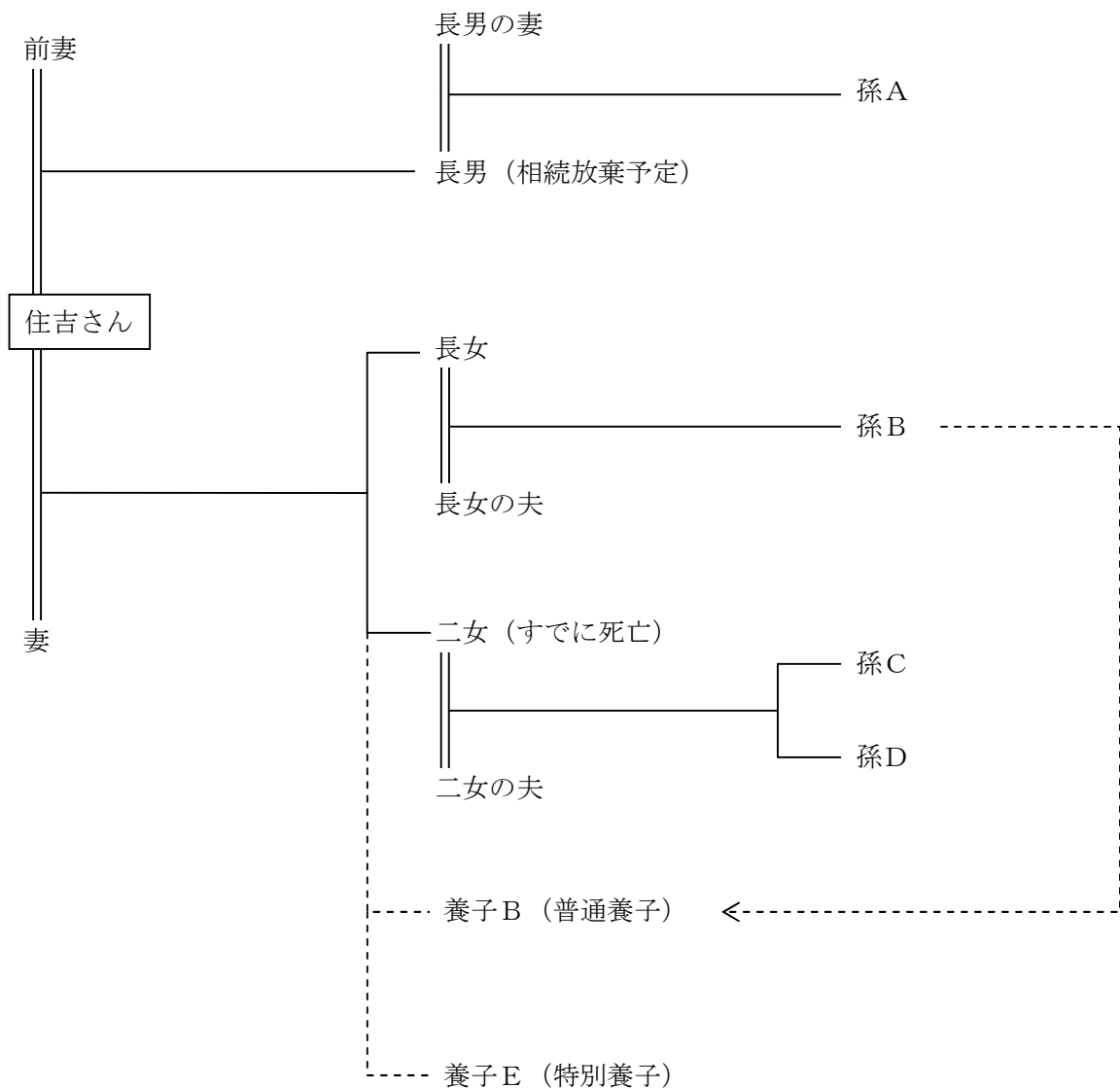
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

住吉一郎さん（以下「住吉さん」という）は、将来の相続対策について検討している。平成29年11月末の住吉さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、住吉さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、住吉さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 住吉さん夫婦は、平成3年6月にEを特別養子に、平成20年7月に孫Bを普通養子としている。
- ・ 長男は、住吉さんの相続について、相続の放棄をする予定である。

## (問題1)

(設問A) 平成29年11月末に住吉さんに相続が開始した場合、住吉さんの相続に係る孫Cの民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。なお、長男は相続の放棄をするものとする。

1. 1/20
2. 1/16
3. 1/12
4. 1/10

## (問題2)

(設問B) 平成29年11月末に住吉さんに相続が開始した場合、住吉さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの孫Cの法定相続分として、正しいものはどれか。なお、長男は相続の放棄をするものとする。

1. 1/20
2. 1/16
3. 1/12
4. 1/10

## (問題3)

(設問C) 長女は、住吉さんの財産の維持や増加に特別に貢献してきた。平成29年11月末に住吉さんに相続が開始し、住吉さんの相続財産が以下のとおりであり、相続人全員の協議で長女の寄与分を60,000千円と定めた場合、寄与分を考慮した長女の民法上の相続分(具体的相続分)の金額として、正しいものはどれか。

[住吉さんの相続財産]

相続開始時の時価	300,000千円
相続開始時の相続税評価額	280,000千円

1. 82,000千円
2. 84,000千円
3. 87,500千円
4. 90,000千円

(問題4)

(設問D) 住吉さんが、相続人等に財産を相続させる旨の遺言書を作成した後、平成29年11月末に住吉さんに相続が開始し、以下のとおり各相続人等がその遺言に従って住吉さんの財産を取得した場合、住吉さんの妻が他の相続人等に対して遺留分の減殺請求をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、長男は相続の放棄をするものとする。

取得者	相続開始時の相続税評価額	相続開始時の時価
住吉さんの妻	40,000千円	40,000千円
長女	80,000千円	100,000千円
孫C	20,000千円	20,000千円
孫D	20,000千円	20,000千円
養子B(孫B)	100,000千円	100,000千円
養子E	20,000千円	20,000千円
合計	280,000千円	300,000千円

1. 10,000千円
2. 30,000千円
3. 35,000千円
4. 110,000千円

(問題5)

(設問E) 住吉さんは、養子B(孫B)に対し、生計の資本とするために以下の財産を贈与しており、この贈与は養子B(孫B)の特別受益となるものである。平成29年11月末に住吉さんに相続が開始した場合、養子B(孫B)が贈与を受けた財産のうち、住吉さんの相続に係る特別受益の額として、正しいものはどれか。

贈与財産	贈与年月	贈与時の価額		相続開始時の価額		備考
		時価	相続税評価額	時価	相続税評価額	
現金	平成27年3月	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	(注1)
株式	平成28年10月	20,000千円	19,000千円	16,000千円	15,000千円	(注2)

(注1) 養子B(孫B)は、この贈与について、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を10,000千円受けた。

(注2) 養子B(孫B)は、贈与を受けた株式を平成28年中に売却しており、相続開始時の価額は、養子B(孫B)がその株式を住吉さんの相続開始時まで売却せずに保有していた場合の価額である。

1. 16,000千円
2. 25,000千円
3. 26,000千円
4. 30,000千円

**(問題6)**

(設問F) 相続の承認および放棄等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の相続の開始前において遺留分権利者が遺留分の放棄をするためには、他の遺留分権利者に意思表示をすればよく、家庭裁判所の許可は必要ない。
2. 未成年者である相続人が相続の放棄をするには、その法定代理人または特別代理人が、未成年者のために相続が開始したことを知った時から、原則として3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
3. 相続人が相続の放棄をした後に、保険契約者（保険料負担者）および被保険者が被相続人である生命保険契約に基づく死亡保険金を受け取ったときは、その相続人は単純承認をしたものとみなされる。
4. 共同相続人のうちの一人が相続の放棄をしたときには、他の相続人は限定承認をすることはできない。

**(問題7)**

(設問G) 相続人の欠格および推定相続人の廃除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 欠格事由に該当して相続権を失った者に子がいても、その子は代襲相続人とならない。
2. 欠格事由に該当して相続権を失った者であっても、詐欺または強迫により被相続人に遺言書を書かせたために欠格事由に該当した場合を除き、遺贈により財産を取得することができる。
3. 被相続人の相続開始後に、特定の相続人の廃除をするには、他の相続人が家庭裁判所に廃除の審判の請求をする必要がある。
4. 推定相続人である被相続人の兄に廃除事由が認められても、その兄は廃除の対象とならない。

## (問題8)

(設問H) 遺贈に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 特定受遺者が相続人である場合、遺贈の放棄をしても、相続の放棄をしなければ、相続により財産を取得することができる。
2. 特定受遺者が、遺言者の死亡後に遺贈の承認または放棄をしないで死亡した場合、原則として、その特定遺贈は効力を生じない。
3. 負担付遺贈を受けた者が、自己のために遺贈があったことを知った時から6ヵ月以内にその負担した義務を履行しない場合、遺贈の放棄をしたものとみなされる。
4. 包括受遺者は遺贈の承認をした後はその撤回をすることはできないが、特定受遺者はいつでも遺贈の承認を撤回することができる。



## 問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題9)

(設問A) 公正証書遺言書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公正証書遺言書の作成には、遺言の趣旨の口述および読み聞かせが必要なため、口がきけない人や耳が聞こえない人は、公正証書遺言書を作成することができない。
2. 公正証書遺言書の作成時に立ち会う証人は、遺言者と利害関係があってはならないため、遺言者の推定相続人および受遺者は証人となることができない。
3. 公証人が公正証書遺言書を作成すると、原本は公証役場において保管され、正本が遺言者に交付される。
4. 被相続人が公正証書遺言書を作成していたかどうか不明な場合は、利害関係人は公証役場に遺言書の有無を照会することができる。

## (問題10)

(設問B) 遺産分割協議に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 代償分割を行った場合において、相続により財産を取得した相続人が、代償財産として他の相続人に自己が従来から所有していた土地を交付したときは、その土地は交付した時の時価で譲渡したものとして、所得税の課税対象となる。
2. 共同相続人以外に包括受遺者がいる場合には、包括受遺者も遺産分割協議に参加する必要がある。
3. 共同相続人による遺産分割協議が成立した場合に作成する遺産分割協議書の様式については、特に法令で定められていない。
4. 遺産分割協議が成立した後に遺言書が発見され、その遺言による子の認知があった場合には、すでに成立した遺産分割協議は無効となるため、その子を含めた共同相続人全員で改めて遺産分割協議を行わなければならない。

## (問題 1 1)

(設問C) 法定後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 成年後見人が、成年被後見人を代理して、成年被後見人の居住用建物またはその敷地について抵当権の設定を行う場合には、家庭裁判所の許可が必要である。
2. 法定後見開始の審判の請求をすることができるのは、原則として、後見開始の審判を受ける本人、本人の配偶者、4親等内の親族または検察官であるが、請求をする者がいない場合には、市町村長がその請求をすることができる。
3. 法定後見制度は、判断能力が十分であっても、身体に障害があるために十分な財産管理等の行為を行うことができない者も対象となる。
4. 成年被後見人が行った日常生活に関する行為以外の法律行為は、成年後見人の同意を得ていても、原則として成年後見人が取り消すことができる。

## (問題 1 2)

(設問D) 任意後見制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 軽度の認知症など、すでに判断能力が不十分である者は、契約を締結する能力があっても、任意後見契約を締結することができない。
2. 任意後見制度は、委任者と受任者との当事者間の任意の契約に基づく制度であるため、任意後見契約書は必ずしも公正証書で作成しなくともよい。
3. 任意後見契約においては、その契約時に委任者は、受任者に対し、将来、精神上的障害により判断能力が不十分になった場合に備えて、必ず委任者の財産管理等に関する事務の全部について代理権を付与しておかなければならない。
4. 民法上の財産管理に関する委任契約と任意後見契約を同時に締結しておけば、財産管理に関する事務について、委任者の判断能力が十分なときは委任契約に基づき、委任者の判断能力が不十分になった後は任意後見契約に基づき、受任者に委託することができる。



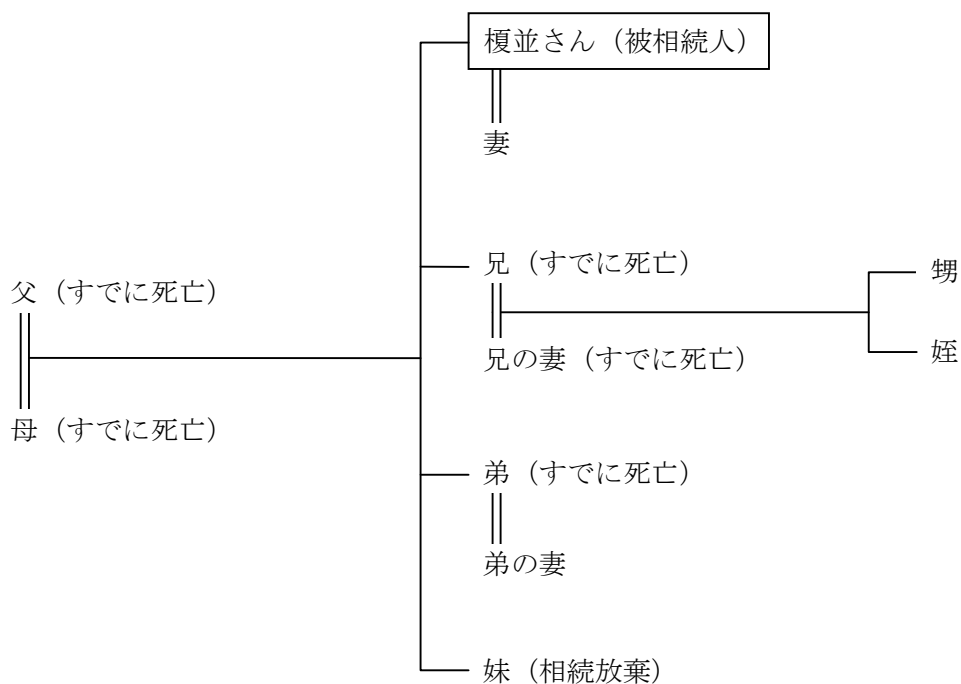
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

榎並将太さん（以下「榎並さん」という）は、平成29年6月2日に東京都内の病院で死亡した。榎並さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、榎並さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、榎並さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図]



- ・ 榎並さんの妻、甥および姪は榎並さんの相続により、弟の妻および妹は特定遺贈により財産を取得している。

## (問題13)

(設問A) 相続人等が榎並さんから生前に贈与を受けた以下の財産のうち、各相続人等の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続開始時の 相続税評価額
平成26年4月	甥	現金	5,000千円	5,000千円
平成27年4月	姪	有価証券	3,000千円	4,000千円
平成27年9月	弟の妻	現金	2,000千円	2,000千円
平成28年9月	妹	現金	2,000千円	2,000千円

1. 7,000千円
2. 8,000千円
3. 12,000千円
4. 13,000千円

## (問題14)

(設問B) 妻は、榎並さんの死亡により、榎並さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金、給与および賞与を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税対象となる金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

区分	金額	備考
退職手当金	48,000千円	退職金規程に基づくものであり、平成29年6月20日に支給額が確定した。
給与	200千円	給与規程に基づく平成29年6月の給与および賞与（支給期6月20日）であり、平成29年6月20日に支給された。
賞与	400千円	

1. 26,800千円
2. 28,000千円
3. 28,600千円
4. 33,000千円

(問題 15)

(設問C) 榎並さんの死亡により、榎並さんが保険契約者（保険料負担者）であった生命保険契約に基づき、榎並さんの妻は以下の死亡保険金、前納保険料および入院給付金を受け取った。これらの金額のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）の合計額として、正しいものはどれか。

区分		保険金・給付金受取人	金額	備考
MA 保険	死亡保険金	榎並さんの妻	10,000 千円	—
	前納保険料	—	1,000 千円	—
MB 保険	入院給付金	榎並さん	500 千円	(注)

(注) 入院給付金は、榎並さんが生前に支払請求をしなかったため、榎並さんの死亡後に榎並さんの妻が請求手続きを行い、受け取った。

1. 0 円
2. 500 千円
3. 1,000 千円
4. 1,500 千円

(問題 16)

(設問D) 榎並さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、負担した金額は、いずれも相続または遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。榎並さんの相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
銀行借入金	1,000 千円	甥	(注1)
通夜・葬儀費用	800 千円	榎並さんの妻	(注2)
	600 千円	妹	

(注1) 榎並さんが生前に自動車を購入した際の銀行借入金の未返済残高である。

(注2) 榎並さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

1. 1,000 千円
2. 1,400 千円
3. 1,800 千円
4. 2,400 千円

## (問題17)

(設問E) 弟の妻は、榎並さんが保有していた賃貸アパートとその敷地である甲宅地を遺贈により取得した。榎並さんの相続に係る相続税の計算において、甲宅地の相続税評価額（小規模宅地等の特例適用後の金額）として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例についてはこの宅地についてのみ適用するものとする。また、解答に当たっては、評価額が最も低くなるように計算するものとする。

	地積	相続開始時の相続税評価額 (小規模宅地等の特例適用前)	備考
甲宅地	400m <sup>2</sup>	40,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃借人に榎並さんの親族はいない。</li> <li>・ 弟の妻は榎並さんとは生計を一にしていない。</li> <li>・ 弟の妻は榎並さんの相続税の申告期限までに貸付事業を引き継ぎ、甲宅地を相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、貸付事業の用に供している。</li> </ul>

1. 23,500千円
2. 24,000千円
3. 30,000千円
4. 40,000千円

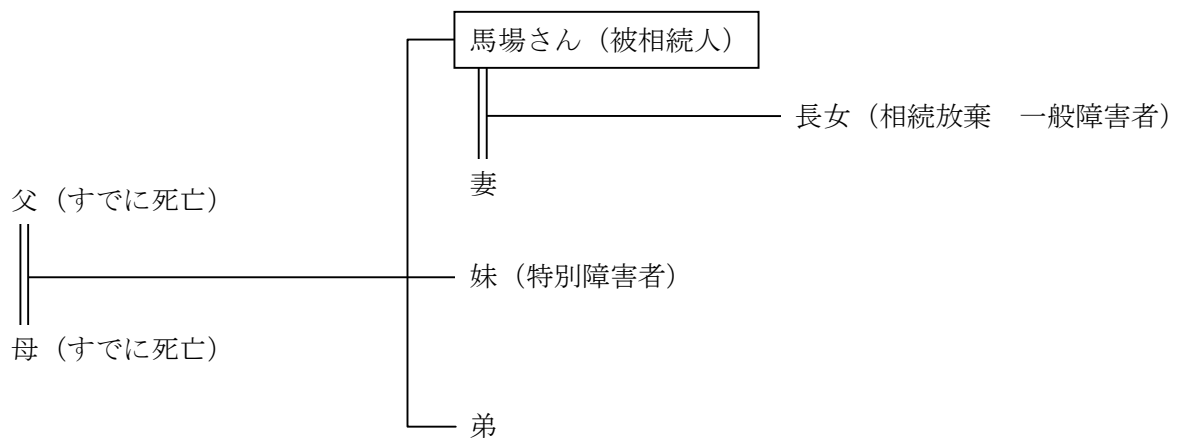
問4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

馬場進さん（以下「馬場さん」という）は、平成29年7月20日に神奈川県内の病院で死亡した。馬場さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、馬場さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、馬場さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図]



- ・ 馬場さんの相続開始時において、妻は65歳、妹は60歳である。
- ・ 長女は、馬場さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、長女、妹および弟は、いずれも相続または遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

## (問題18)

(設問A) 馬場さんの相続に係る相続税における「遺産に係る基礎控除額」として、正しいものはどれか。

1. 36,000千円
2. 42,000千円
3. 48,000千円
4. 54,000千円

## (問題19)

(設問B) 仮に、馬場さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が540,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 187,000千円
2. 189,000千円
3. 197,500千円
4. 228,000千円

## (問題20)

(設問C) 仮に、馬場さんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が600,000千円であり、馬場さんの妻の相続税の課税価格が320,000千円である場合、馬場さんの妻が適用を受けられることができる配偶者の税額軽減額の限度額の算式は以下のとおりである。算式中の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

<算式>

$$\text{配偶者の税額軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{(\text{ア})}{600,000 \text{千円}}$$

1. 160,000千円
2. 300,000千円
3. 320,000千円
4. 450,000千円

## (問題 2 1)

(設問D) 馬場さんの相続に係る相続税額の計算上、相続税額の2割加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 長女、弟および妹は、いずれも相続税額の2割加算の対象となる。
2. 長女、弟および妹は、いずれも相続税額の2割加算の対象とはならない。
3. 長女は相続税額の2割加算の対象となるが、弟および妹は相続税額の2割加算の対象とはならない。
4. 弟および妹は相続税額の2割加算の対象となるが、長女は相続税額の2割加算の対象とはならない。

## (問題 2 2)

(設問E) 馬場さんの相続に係る相続税額の計算上、障害者控除に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) 妹は、障害者控除の適用を受けることができない。
- (イ) 妻は、相続開始時点では障害者手帳の交付を受けていないが、仮に相続開始の時の現況において、明らかに障害者手帳に記載される程度の障害があると認められる場合には、障害者控除の適用を受けることができる。
- (ウ) 長女が適用を受けることができる障害者控除の額は、長女が85歳に達するまでの年数1年につき200千円で計算する。
- (エ) 妻が長女を扶養しており、長女に係る障害者控除の額が長女の算出相続税額を超える場合、その超える部分の金額は、妻の相続税額から控除することができる。

1. (ア)、(イ) および (エ) は適切であるが、(ウ) は不適切。
2. (ア) および (エ) は適切であるが、(イ) および (ウ) は不適切。
3. (イ) および (エ) は適切であるが、(ア) および (ウ) は不適切。
4. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) および (エ) は不適切。





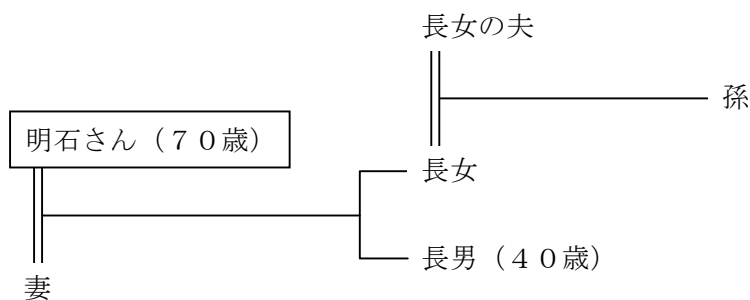
問5

次の設例に基づき、相続対策に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

明石太郎さん（以下「明石さん」という）は、将来の相続対策について検討している。明石さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、明石さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、明石さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 年齢は、平成29年1月1日現在のものである。

[明石さんに相続が開始した場合に相続税の課税対象になる財産]

相続財産の内容	財産の価額	備考
現預金	62,000千円	財産の価額は相続税評価額である。
その他の財産	75,000千円	
死亡保険金	25,000千円	財産の価額は非課税金額控除前の受取金額である。
死亡退職金	18,000千円	

- ・ 死亡保険金は、保険契約者（保険料負担者）および被保険者が明石さん、死亡保険金の受取人が明石さんの妻である生命保険契約に基づき、明石さんの妻が取得するものとする。
- ・ 死亡退職金は、明石さんが勤務している会社から支給されるもので、明石さんの妻が取得するものとする。

## &lt;贈与税の速算表&gt;

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

## (問題23)

(設問A) 仮に、明石さん夫婦が孫を普通養子とし、現在の財産の状況のまま、明石さんに相続が開始した場合、孫を養子とすることによる課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。

1. 6,000千円
2. 11,000千円
3. 14,000千円
4. 16,000千円

(問題 2 4)

(設問B) 仮に、現在の親族関係のまま、明石さんが、保有している現預金から一時払い保険料を支払って、以下の生命保険契約を締結した後に明石さんに相続が開始した場合、この生命保険契約締結による課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、いずれの保険契約においても、相続開始時点の解約返戻率は支払済保険料の75%であるものとする。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額	一時払い保険料
明石さん	明石さん	明石さんの妻	20,000千円	18,000千円
明石さん	長女	孫	18,000千円	12,000千円

1. 0円
2. 1,000千円
3. 7,000千円
4. 7,500千円

(問題 2 5)

(設問C) 仮に、現在の親族関係のまま、以下のとおり長男が明石さんから贈与を受けた後、平成31年10月末に明石さんに相続が開始した場合、(ア) この贈与による明石さんの課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額および(イ) 長男が納付すべき平成29年分の贈与税額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<長男が明石さんから受けた贈与>

贈与年月	平成29年11月
贈与財産	現金
贈与金額	20,000千円

- ・ 長男はこの贈与について、相続時精算課税制度の選択をしないものとする。
- ・ 長男は、この全額を、平成29年12月に取得契約を締結し、自己の居住の用に供する省エネ等住宅(注)の取得に充て、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を限度額まで受けるものとする。

(注) エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として政令で定めるもの。

- |                    |          |          |         |
|--------------------|----------|----------|---------|
| 1. (ア) 課税遺産総額の引下げ額 | 7,000千円  | (イ) 贈与税額 | 2,860千円 |
| 2. (ア) 課税遺産総額の引下げ額 | 12,000千円 | (イ) 贈与税額 | 1,170千円 |
| 3. (ア) 課税遺産総額の引下げ額 | 12,000千円 | (イ) 贈与税額 | 1,510千円 |
| 4. (ア) 課税遺産総額の引下げ額 | 20,000千円 | (イ) 贈与税額 | 0円      |



## 問6

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題26)

(設問A) 相続税の延納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税の延納期間は、相続または遺贈により取得した財産の価額の合計額のうち占める不動産等の価額の割合によって、最長40年まで許可を受けることができる。
2. 相続税の延納の許可を得るためには、原則として、その延納税額および利子税の額に相当する担保を提供しなくてはならないが、延納税額が1,000千円以下で、かつ、延納期間が3年以下であるときは担保の提供は不要である。
3. 相続税の延納の担保として提供できる財産には、延納申請者が相続または遺贈により取得した財産に限らず、その相続に係る被相続人から生前贈与により取得した財産も含まれる。
4. 資力の状況の変化等により、延納の許可を受けた時の条件による納付が困難となった場合には、延長を希望する延納期間が5年以内であれば税務署長にその旨を通知することにより、延納期間を延長することができる。

## (問題27)

(設問B) 相続税の物納に関する次の(ア)～(ウ)の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) 物納申請した財産が物納劣後財産に該当し、他に適当な価額の財産があると判断されたために物納申請の却下の通知を受けた場合には、その物納申請者はその却下された日の翌日から1ヵ月以内に、1回に限り、他の財産による物納の再申請を行うことができる。
- (イ) 物納申請者が物納申請を自ら取り下げた場合には、相続税の納期限または納付すべき日の翌日からその物納申請を取り下げた日までの期間については、利子税を納付しなければならない。
- (ウ) 物納に充てることができる財産には、被相続人から相続時精算課税制度の適用を受けて贈与により取得した財産も含まれる。

1. (ア) および (イ) は適切であるが、(ウ) は不適切である。
2. (イ) は適切であるが、(ア) および (ウ) は不適切である。
3. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) は不適切である。
4. (ア)、(イ)、(ウ) のすべて不適切である。

**(問題 28)**

(設問C) 相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続開始時に相続人が胎児で、かつ相続税の申告義務がある場合、その胎児が生まれた後に相続税の申告を行うが、その申告書の提出期限は、原則として、法定代理人が胎児の生まれたことを知った日の翌日から10ヵ月以内である。
2. 相続人がいないため、特別縁故者として財産分与を受け、かつ相続税の申告義務がある場合、その申告書の提出期限は、原則として、自己のために財産分与があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内である。
3. 相続税の申告書を期限内に提出した後に、相続税額の計算に誤りがあり、相続税額に不足額があることが判明したため、提出期限内に税額を修正した申告書を提出した場合、その申告書は修正申告書ではなく、期限後申告書として取り扱われる。
4. 相続税の申告書を期限内に提出した後に、土地の評価計算に誤りがあり、相続税額が過大となっていることが判明した場合、法定申告期限から5年以内に、更正の請求をすることができる。

**(問題 29)**

(設問D) 所得税の準確定申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 平成29年中に死亡した者が、平成29年分の所得税の確定申告書を提出しなければならない場合、相続人は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に、準確定申告書を提出しなければならない。
2. 平成29年中に死亡した者の準確定申告において、生計を一にしていた配偶者が控除対象配偶者に該当するかどうかは、被相続人の死亡時の現況により見積もった平成29年1月1日から12月31日までの配偶者の合計所得金額により判定する。
3. 所得税の確定申告書を提出すべき者が、確定申告書を提出しないで提出期限後に死亡した場合、相続人が提出する準確定申告書は、期限後申告書として取り扱われる。
4. 相続人が2人以上いる場合、被相続人に係る準確定申告書は、各相続人が他の相続人の氏名を付記して個別に提出することは認められていない。

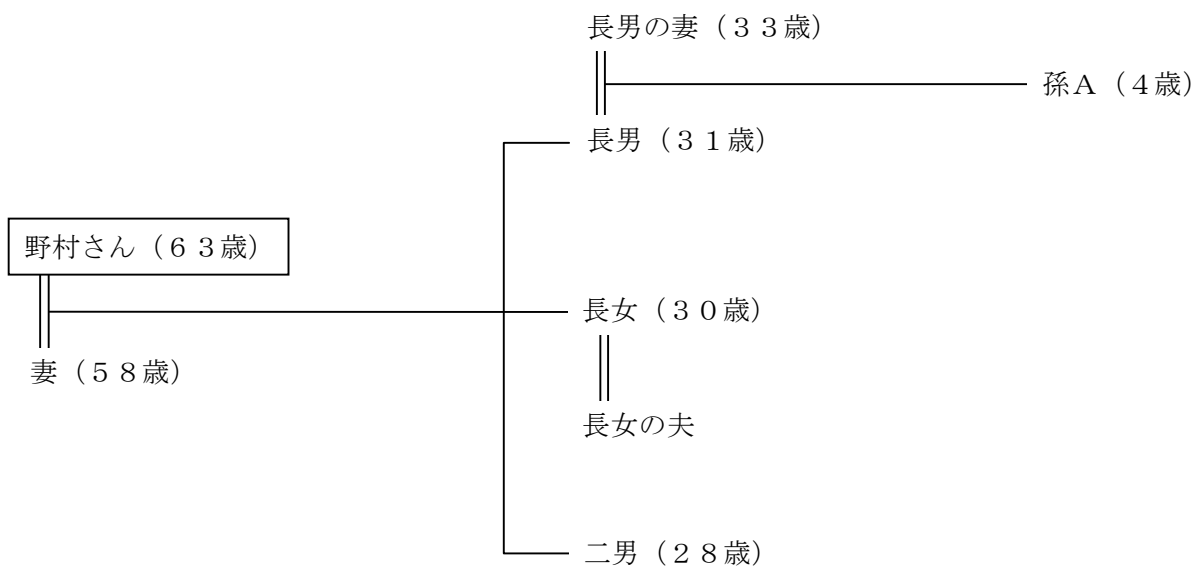
問7

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

野村健太さん（以下「野村さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。野村さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、野村さんおよびその親族は全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、野村さんおよびその親族が所有する財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 年齢は平成29年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

<贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合の贈与税額>

贈与税額=①+②

① すべての財産を一般税率で計算した税額に占める一般贈与財産の割合に応じた税額

② すべての財産を特例税率で計算した税額に占める特例贈与財産の割合に応じた税額



(問題30)

(設問A) 野村さんの二男が平成29年中に以下の財産の贈与を受けた場合、野村さんの二男が納付すべき平成29年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、野村さんの二男は、相続時精算課税制度の選択をしないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
野村さん	国債	2,000千円
野村さん	上場株式	2,500千円
野村さんの長男	現金	1,500千円

1. 510千円
2. 680千円
3. 715千円
4. 820千円

(問題31)

(設問B) 野村さんの妻が野村さんから平成29年中に以下の財産の贈与を受けた場合、野村さんの妻が納付すべき平成29年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、野村さんの妻は贈与税の配偶者控除の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。

贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
建物の持分 2分の1	9,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地は、野村さん夫婦の自宅建物の敷地である。建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には野村さん夫婦が居住している。宅地、建物ともに居住用部分の割合は80%である。</li> <li>・ 贈与時の相続税評価額は、建物および宅地のそれぞれの持分2分の1に対する価額である。</li> </ul>
宅地の持分 2分の1	10,500千円	
現金	7,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野村さんの妻は、このうち4,000千円を上記建物の居住用部分の増築に充て、残額3,000千円を自動車の購入に充てた。</li> </ul>

1. 780千円
2. 970千円
3. 1,090千円
4. 1,350千円

## (問題32)

(設問C) 野村さんの長女が以下の財産の贈与を受けた場合、野村さんの長女が納付すべき平成29年の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長女は「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
平成28年6月	野村さん	上場株式	20,000千円	長女はこの贈与について、初めて相続時精算課税を選択し、限度額までその適用を受けた。
平成29年5月	野村さん	現金	20,000千円	長女は、この全額を平成29年5月に取得契約を締結した、自己の居住の用に供する省エネ等住宅(注)の取得に充てている。

(注) エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として政令で定めるもの。

1. 190千円
2. 380千円
3. 600千円
4. 1,600千円

**(問題33)**

(設問D) 孫Aは、野村さんから平成29年3月に5,000千円の金銭の贈与を受けた。「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

1. 孫Aが、平成29年3月の贈与により取得した金銭を、PA銀行とPB銀行に分けて預け入れた場合、いずれについても本特例の適用を受けることができる。
2. 孫Aが平成29年3月の贈与について本特例の適用を受けるためには、教育資金非課税申告書を平成30年3月15日までに提出しなければならない。
3. 孫Aが平成29年3月の贈与について本特例の適用を受けた場合、平成30年中に野村さんの妻から10,000千円の金銭の贈与を受けて、本特例の適用を受けることができる。
4. 孫Aが平成29年3月の贈与について本特例の適用を受けた後、野村さんが贈与の日から3年以内かつ教育資金管理契約が終了する前に死亡した場合、野村さんに係る相続において、5,000千円が孫Aの相続税の課税価格に加算される。

**(問題34)**

(設問E) 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例の対象となる受贈者については、結婚・子育て資金管理契約を締結する日において20歳以上50歳未満でなければならないが、贈与者については年齢制限はない。
2. 本特例の非課税限度額は10,000千円であるが、そのうち結婚に際して支出する結婚資金の非課税限度額は3,000千円である。
3. 本特例の適用を受けた受贈者が50歳に達したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した際に、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額がある場合、その残額については、贈与税の課税対象となる。
4. 本特例の適用後、3年経過以後に贈与者が死亡し、結婚・子育て資金管理契約が継続している場合には、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があっても、その残額は贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算されない。

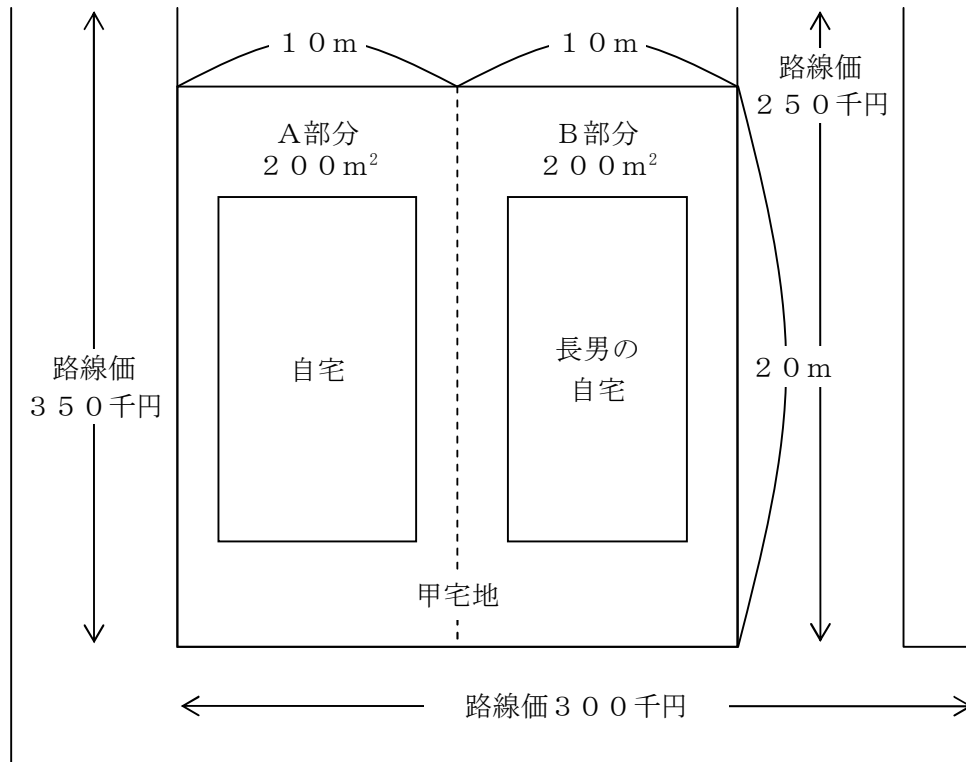


問 8

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

青山浩二さん（以下「青山さん」という）は、所有している甲宅地の有効利用について検討している。なお、甲宅地の状況等は以下のとおりであり、各設問間に関連はないものとする。



- ・ 地区区分 普通住宅地区
- ・ 奥行価格補正率（奥行10m以上24m未満） 1.00
- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.03
準角地	0.02

- ・ 二方路線影響加算率 0.02
- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 甲宅地は、A部分およびB部分の2筆からなる宅地であり、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ A部分には、青山さん所有の建物があり、現在、青山さんおよび妻が居住の用に供している。
- ・ B部分には、青山さん所有の建物があり、現在、長男およびその妻が青山さんから使用貸借により借り受け、居住の用に供している。

**(問題35)**

(設問A) 青山さんに相続が開始し、長男が甲宅地のA部分およびB部分を現況の利用状況のまま相続により取得した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 125,800千円
2. 132,700千円
3. 144,400千円
4. 145,600千円

**(問題36)**

(設問B) 青山さんに相続が開始し、青山さんの妻が甲宅地のA部分および自宅建物を、長男がB部分および長男の自宅建物を、それぞれ現況の利用状況のまま相続により取得した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 132,200千円
2. 132,700千円
3. 144,400千円
4. 145,600千円

**(問題37)**

(設問C) 長男が転勤のため転居し、青山さんがB部分の建物を貸家として賃貸した後に青山さんに相続が開始し、青山さんの妻が甲宅地のA部分、B部分および建物2棟を相続により取得した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、A部分の利用状況は現況のままであり、B部分の賃貸割合は100%であるものとする。また、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 108,100千円
2. 118,408千円
3. 121,220千円
4. 121,630千円

問9

相続等により取得した財産の相続税評価額等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 平成29年9月12日に死亡した北村さんが保有していたKZカントリークラブの会員権の状況は以下のとおりである。KZカントリークラブの会員権を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、このゴルフ会員権は、取引相場のある預託金形態のものである。

[KZカントリークラブの会員権の状況]

平成29年9月12日の取引価格	2,800千円
購入価格(平成22年4月8日購入)	5,000千円
購入時に仲介業者に支払った手数料	100千円
購入時の名義書換料	1,000千円
購入時の預託金	3,000千円

- ・ 取引価格は平成29年9月12日の時価相場である。
- ・ 預託金は、購入価格および取引価格には含まれておらず、課税時期において、直ちに返還を受けることができるものである。
- ・ 名義書換料および預託金は、購入価格には含まれておらず、北村さんがこのゴルフ会員権を購入した時にKZカントリークラブに支払っている。
- ・ 名義書換料は退会時には返還されない。

1. 2,800千円
2. 4,960千円
3. 5,800千円
4. 6,000千円

## (問題39)

(設問B) 平成29年9月24日に死亡した菅野さんが保有していたKB株式会社の株式(上場株式) 300株を相続人等が取得した場合、その株式の相続税評価額として、正しいものはどれか。

[KB株式会社の株価状況]

区分	株価
平成29年6月の毎日の最終価格の月平均額	3,630円
平成29年7月の毎日の最終価格の月平均額	3,911円
平成29年8月の毎日の最終価格の月平均額	4,050円
平成29年9月の毎日の最終価格の月平均額	3,710円
平成29年9月22日(金)の最終価格	3,650円
平成29年9月23日(土)の最終価格	取引なし
平成29年9月24日(日)の最終価格	取引なし
平成29年9月25日(月)の最終価格	3,690円

1. 1,089千円
2. 1,095千円
3. 1,101千円
4. 1,107千円



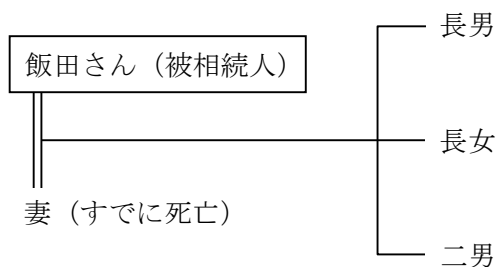
問10

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

飯田悟さん（以下「飯田さん」という）は、平成29年7月18日にローマの病院で死亡した。飯田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。

[相続人等関係図]



[国籍および住所地等に関する事項]

相続人等	年月	住所地	日本国籍の有無
飯田さん	平成17年6月まで	東京都	あり
	平成17年7月から相続開始時まで	ローマ	
長男	平成23年5月まで	東京都	あり
	平成23年6月から相続開始時まで	ローマ	
長女	平成17年6月まで	東京都	あり
	平成17年7月から相続開始時まで	ローマ	なし
二男	平成25年3月まで	東京都	あり
	平成25年4月から相続開始時まで	ローマ	

※一時居住者に該当する期間はないものとする。

[各相続人等が相続により取得した財産]

相続人	相続財産	相続開始時の相続税評価額
長男	TA社（本店東京）が発行する社債	15,000千円
	TB生命保険（本店ローマ）からの死亡保険金（東京支店で契約したもの）	20,000千円
	ローマ所在の自宅の土地・建物	18,000千円
長女	TC銀行（本店東京）ローマ支店の定期預金	15,000千円
	TD社（本店東京）が発行するイタリア証券取引所に上場されている株式	4,000千円
	東京所在の賃貸不動産	20,000千円
二男	ローマ所在のマンション	15,000千円
	TE銀行（本店ローマ）東京支店の普通預金	3,000千円
	日本国債	20,000千円

※長男が取得した死亡保険金に係るTB生命保険の保険契約者（保険料負担者）は、飯田さんである。

## [債務および葬式費用]

- ・ TC銀行からの借入金（ローマ所在の自宅の土地・建物購入に係るもの）7,000千円は長男が承継した。
- ・ TC銀行からの借入金（東京所在の賃貸不動産購入に係るもの）5,000千円は長女が承継した。
- ・ TE銀行からの借入金（ローマ所在のマンション購入に係るもの）6,000千円は二男が承継した。
- ・ 飯田さんの通夜・葬式費用（通常の費用）は、総額3,000千円であり、長男、長女および二男が1,000千円ずつ負担した。

## (問題40)

(設問A) 飯田さんの相続に係る長男の相続税の課税価格（生命保険金の非課税金額控除前の金額）として、正しいものはどれか。

1. 14,000千円
2. 15,000千円
3. 35,000千円
4. 45,000千円

## (問題41)

(設問B) 飯田さんの相続に係る長女の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 19,000千円
2. 23,000千円
3. 30,000千円
4. 33,000千円

## (問題42)

(設問C) 飯田さんの相続に係る二男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 19,000千円
2. 22,000千円
3. 31,000千円
4. 38,000千円

## (問題43)

(設問D) 相続税の申告書の提出先に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内にあり、相続人が制限納税義務者である場合、被相続人の死亡時の住所地が申告書の提出先となる。
2. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内にあり、相続人が非居住無制限納税義務者である場合、相続人が自ら定めた納税地が申告書の提出先となる。
3. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国外にあり、相続人が居住無制限納税義務者である場合、相続人の住所地が申告書の提出先となる。
4. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国外にあり、相続人が制限納税義務者である場合、相続人が自ら定めた納税地が申告書の提出先となる。



問 1 1

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

G A株式会社（以下「G A社」という）およびG B株式会社（以下「G B社」という）の代表取締役社長である成田慎二さん（以下「成田さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。G A社およびG B社に関する状況等は以下のとおりである。なお、成田さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、成田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[G A社およびG B社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	G A社		G B社	
		保有株数	持ち株比率	保有株数	持ち株比率
成田さん	代表取締役	14,000株	70%	75株	3%
成田さんの長男	取締役	5,600株	28%	2,425株	97%
成田さんの長男の妻	—	400株	2%	0株	0%
合計		20,000株	100%	2,500株	100%

●資本金等の状況

会社名	G A社		G B社		
資本金等の額	10,000千円		5,000千円		
1株当たりの類似業種比準価額	1,600円		6,200円		
総資産および負債 (課税時期現在)	総資産	負債	総資産	負債	
	帳簿価額	51,700千円	11,000千円	35,000千円	3,000千円
	相続税評価額	61,700千円	11,000千円	25,000千円	3,000千円
1株当たりの配当金額 (普通配当)	直前期	年0円	直前期	年80円	
	直前々期	年0円	直前々期	年80円	

●会社区分等

- ・ G A社およびG B社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式で、1株につき1個の議決権がある。
- ・ G A社およびG B社の株式評価上の会社規模は以下のとおりである。  
G A社：中会社（Lの割合0.60）  
G B社：小会社（Lの割合0.50）
- ・ G A社およびG B社は特定の評価会社には該当しない。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<純資産価額の算式>

$$\text{純資産価額} = \frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 37\%}{E}$$

A：課税時期現在の相続税評価額による総資産額

B：課税時期現在の相続税評価額による負債額

C：課税時期現在の帳簿価額による総資産額

D：課税時期現在の帳簿価額による負債額

E：課税時期現在における発行済株式数

※「(A - B) - (C - D)」がマイナスの場合は0とする。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。  
また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式	
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主がない場合		
			中心的な同族株 主がいる場合		中心的な同族株主
	その他の株主				
同族株主以外の株主				配当還元 方式	
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グルー プに属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主がない場合		
			中心的な株主が いる場合		役員である株主また は役員となる株主
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主		配当還元 方式			

## (問題44)

(設問A) 仮に、現時点で成田さんに相続が開始し、成田さんが保有していたG A社の株式のすべてを成田さんの長男が相続により取得した場合、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 1,774円
2. 1,900円
3. 1,974円
4. 2,350円

## (問題45)

(設問B) 仮に、成田さんが保有するG B社の株式の全部を配当還元価額により従業員である成田さんの長男の友人(同族株主以外の者)に売却する場合、1株当たりの配当還元価額として、正しいものはどれか。

1. 800円
2. 1,000円
3. 8,000円
4. 32,000円

## (問題46)

(設問C) 仮に、成田さんが保有するG B社の株式の全部を成田さんの長男の妻へ贈与した場合、成田さんの長男の妻の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 800円
2. 1,000円
3. 7,500円
4. 8,760円

**(問題 4 7)**

(設問D) 自社株（非上場株式）の株価引下げ対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 法人税法上、支払保険料の全額を損金に算入できる定期保険に加入した場合には、その保険に加入しなかった場合と比較して、自社株の類似業種比準価額および純資産価額を引き下げることができる。
2. 評価会社の保有する土地が未利用である場合、その土地を事業の用に供することにより小規模宅地等の特例の適用を受けることができ、未利用である場合に比べて土地の評価額が下がるため、純資産価額を引き下げることができる。
3. オーナー社長の退任に伴い損金算入することができる範囲内で役員退職金を支払った場合、純資産価額を引き下げることができるが、類似業種比準価額は変わらない。
4. 評価会社が、通常の配当のほかに記念配当を行った場合には、自社株の純資産価額を引き下げることができるが、類似業種比準価額が引き上がる。

**(問題 4 8)**

(設問E) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」（以下「本特例」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない要件については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例の適用を受けるためには、会社は、被相続人（先代経営者）に係る相続開始の日の翌日から10ヵ月以内に、経済産業大臣の認定を受けるための申請をしなければならない。
2. 本特例における被相続人（先代経営者）の適用要件の一つとして、相続開始直前に被相続人および被相続人と特別の関係のある者の議決権割合が3分の2超で、かつ、被相続人が後継者である相続人等を含んだこれらの者の中で筆頭株主でなければならない。
3. 本特例の適用を受ける後継者である相続人等は、被相続人（先代経営者）に係る相続開始の日の翌日から5ヵ月を経過する日において会社の代表権を有していなければならない。
4. 本特例の適用を受けた後継者である相続人等が経営承継期間内（原則として相続税の申告書の提出期限の翌日から5年以内）に、本特例の適用を受けた株式の一部を売却した場合には、納税が猶予されている相続税のうち売却した株式に相当する相続税の額を納付しなければならない。



**(問題 49)**

(設問F) 譲渡制限株式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 会社法に規定する公開会社でない会社（譲渡制限会社）においては、発行済株式総数に占める議決権制限株式の割合について、一定の制限がある。
2. 譲渡制限会社は、定款で定めることにより、相続によって譲渡制限株式を取得した相続人に対して、その相続の開始があったことを知った日から1年以内に限り、その株式を発行会社売り渡すよう請求することができる。
3. 譲渡制限会社は、定款で定めることにより、取締役が3名以上の場合でも取締役会を設置しないことが可能である。
4. 相続人が相続により取得した譲渡制限株式をその発行会社が取得する場合には、一定の要件を満たせば、他の株主による「売主追加請求権」を排除することができ、相続人が取得した譲渡制限株式のみを買い取ることができる。

**(問題 50)**

(設問G) M&Aに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. オーナー社長がM&Aにより、取引相場のない自社株式を売却する場合の価額は、税務上、相続税評価額によらなければならない。
2. M&Aによって複数の事業を営んでいる会社の特定の事業のみを譲渡する場合、その事業に関係する債権者や従業員がいるときには、個別に同意が必要となるなど、事業の全部を譲渡する包括承継に比べて、一般に手続きが煩雑となる。
3. M&Aによる会社分割に伴う資産の移転は、包括承継による資産の移転であるため、消費税の課税対象外取引とされる。
4. M&Aにより第三者へ事業承継を行う場合、適切な事業評価や譲受け企業の選定が重要であり、相談機関や仲介者によるマッチングの支援を受けることも有益である。